

磐田市立公民館条例施行規則新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、磐田市立公民館条例(平成17年磐田市条例第104号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職制及び職務)</p> <p>第2条 館長は、磐田市立公民館(以下「公民館」という。)の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(専決事項)</p> <p>第3条 条例第3条に規定する公民館長の専決することのできる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公民館及び附属設備等の使用の許可、不許可、許可の取消し、使用の制限並びに使用の停止に関する事。</p> <p>(2) 入館の拒絶及び退去に関する事。</p> <p>(3) 条例第8条に規定する造作等の許可、不許可に関する事。</p> <p>(4) 講座、講演会、実習会、展示会等の開設又は開催に関する事。</p> <p>(5) 体育、レクリエーション等の集会又は行事の開催に関する事。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 公民館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、磐田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、磐田市立公民館条例(平成17年磐田市条例第104号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(職制及び職務)</p> <p>第2条 館長は、磐田市立公民館(以下「公民館」という。)の業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>(専決事項)</p> <p>第3条 条例第3条に規定する公民館長の専決することのできる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 公民館及び附属設備等の使用の許可、不許可、許可の取消し、使用の制限並びに使用の停止に関する事。</p> <p>(2) 入館の拒絶及び退去に関する事。</p> <p>(3) 条例第8条に規定する造作等の許可、不許可に関する事。</p> <p>(4) 講座、講演会、実習会、展示会等の開設又は開催に関する事。</p> <p>(5) 体育、レクリエーション等の集会又は行事の開催に関する事。</p> <p>(開館時間)</p> <p>第4条 公民館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、磐田市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認めたときは、開館時間を変更することができる。</p>

- (1) 磐田市立福田公民館及び竜洋公民館 午前9時から午後9時30分まで
- (2) 磐田市立豊田北公民館及び豊田西公民館 午前8時30分から午後9時30分まで
- (3) 前2号に掲げるもの以外の公民館 午前8時30分から午後9時まで。  
ただし、月曜日は午前8時30分から正午まで  
(休館日)

第5条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 磐田市立福田公民館
  - ア 月曜日及び第2日曜日
  - イ 12月28日から翌年1月4日までの日
- (2) 磐田市立竜洋公民館
  - ア 月曜日
  - イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という)に規定する休日。ただし、その日が日曜日及び月曜日にあたる時は、その週の火曜日
  - ウ 12月28日から翌年1月4日までの日
- (3) 磐田市立豊田北公民館及び豊田西公民館
  - ア 月曜日
  - イ 祝日法に規定する休日。ただし、その日が月曜日にあたる時は、その

- (1) 磐田市立福田公民館及び竜洋公民館 午前9時から午後9時30分まで
- (2) 磐田市立豊田北公民館、豊田西公民館及び豊岡東公民館 午前8時30分から午後9時30分まで
- (3) 前2号に掲げるもの以外の公民館 午前8時30分から午後9時まで。  
ただし、月曜日は午前8時30分から正午まで  
(休館日)

第5条 公民館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 磐田市立福田公民館
  - ア 月曜日及び第2日曜日
  - イ 12月28日から翌年1月4日までの日
- (2) 磐田市立竜洋公民館
  - ア 月曜日
  - イ 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という)に規定する休日。ただし、その日が日曜日及び月曜日にあたる時は、その週の火曜日
  - ウ 12月28日から翌年1月4日までの日
- (3) 磐田市立豊田北公民館、豊田西公民館及び豊岡東公民館
  - ア 月曜日
  - イ 祝日法に規定する休日。ただし、その日が月曜日にあたる時は、その

翌日

ウ 12月29日から翌年1月3日までの日

(4) 前3号に掲げるもの以外の公民館

ア 月曜日の午後及び火曜日

イ 祝日法に規定する休日。ただし、その日が火曜日にあたる時は、その

翌日

ウ 12月29日から翌年1月3日までの日

(使用許可の申請)

第6条 条例第4条第1項の規定により、公民館の使用許可を受けようとする者は、公民館使用許可申請書(様式第1号。以下「使用許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請は、開館日の午前8時30分から午後5時までの間にしなければならない。ただし、第4条第3号に定める公民館の月曜日については、午前8時30分から正午までの間とする。

3 使用許可申請書の受付は、使用日の属する月前3月から使用日の前日までの間とする。ただし、磐田市立竜洋公民館大ホール(以下「竜洋大ホール」という。)については、使用日の属する月前6月から使用日の前1月までの間とする。

4 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、前項の期日前においても使用許可申請書の受付を行うことができる。

翌日

ウ 12月29日から翌年1月3日までの日

(4) 前3号に掲げるもの以外の公民館

ア 月曜日の午後及び火曜日

イ 祝日法に規定する休日。ただし、その日が火曜日にあたる時は、その

翌日

ウ 12月29日から翌年1月3日までの日

(使用許可の申請)

第6条 条例第4条第1項の規定により、公民館の使用許可を受けようとする者は、公民館使用許可申請書(様式第1号。以下「使用許可申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の申請は、開館日の午前8時30分から午後5時までの間にしなければならない。ただし、第4条第3号に定める公民館の月曜日については、午前8時30分から正午までの間とする。

3 使用許可申請書の受付は、使用日の属する月前3月から使用日の前日までの間とする。ただし、磐田市立福田公民館ホール(以下「福田ホール」という。)については、使用日の属する月前6月から使用日の前日までの間、磐田市立竜洋公民館大ホール(以下「竜洋大ホール」という。)については、使用日の属する月前6月から使用日の前1月までの間とする。

4 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、前項の期日前においても使用許可申請書の受付を行うことができる。

(使用の許可)

第7条 教育委員会は、使用許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用を許可したときは、公民館使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を交付する。

2 使用許可は、使用許可申請書の受付の順序により行うものとする。ただし、公用又は公共用のため教育委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 使用許可書は、公民館を使用する際、職員に提示しなければならない。

(使用許可の取消願等)

第8条 公民館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用許可の取消し又は変更を願い出ようとするときは、使用期日2日前までに、使用許可書を添えて公民館使用許可取消(変更)申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、竜洋大ホール及びその関係施設については、使用期日30日前までとする。

(使用料の減額又は免除の申請)

第9条 条例第11条の規定により、使用料を減額又は免除することができる場合及びその範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市、市の機関又は市が属する一部事務組合が直接使用するとき 免除
- (2) 市、市の機関又は市が属する一部事務組合と共催して使用するとき  
100パーセント以内
- (3) 市内の保育園、幼稚園及び学校、社会教育団体、文化団体又は福祉団

(使用の許可)

第7条 教育委員会は、使用許可申請書を受理したときは、その内容を審査し、使用を許可したときは、公民館使用許可書(様式第2号。以下「使用許可書」という。)を交付する。

2 使用許可は、使用許可申請書の受付の順序により行うものとする。ただし、公用又は公共用のため教育委員会が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

3 使用許可書は、公民館を使用する際、職員に提示しなければならない。

(使用許可の取消願等)

第8条 公民館の使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)が使用許可の取消し又は変更を願い出ようとするときは、使用期日2日前までに、使用許可書を添えて公民館使用許可取消(変更)申請書(様式第3号)を教育委員会に提出しなければならない。ただし、竜洋大ホール及びその関係施設については、使用期日30日前までとする。

(使用料の減額又は免除の申請)

第9条 条例第11条の規定により、使用料を減額又は免除することができる場合及びその範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市、市の機関又は市が属する一部事務組合が直接使用するとき 免除
- (2) 市、市の機関又は市が属する一部事務組合と共催して使用するとき  
100パーセント以内
- (3) 市内の保育園、幼稚園及び学校、社会教育団体、文化団体又は福祉団

体がその目的のために使用するとき 100 パーセント以内

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 100  
パーセント以内

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ公民館使用料  
減免申請書(様式第 4 号)を使用許可申請書に添えて、市長に提出しなけれ  
ばならない。

(使用料の還付)

第 10 条 条例第 12 条ただし書の規定により、還付することができる既納の  
使用料の額は、次のとおりとする。

(1) 条例第 12 条第 1 号に該当するとき 全額

(2) 使用者が使用日の 7 日前までに使用許可の取消しを願い出たとき 全  
額

(3) 前号の規定にかかわらず、竜洋大ホール及びその関係施設については、  
使用日の 30 日前までに使用許可の取消しを願い出たとき 全額

(4) 使用者が使用日の 2 日前までに使用許可の取消しを願い出た場合で、  
教育委員会が相当の理由があると認めるとき。(ただし、竜洋大ホール及  
びその関係施設は除く。) 70 パーセントの額

(使用時間)

第 11 条 許可を受けた公民館の使用時間には、準備及び原状回復に要する  
時間を含むものとする。

(造作等)

体がその目的のために使用するとき 100 パーセント以内

(4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき 100  
パーセント以内

2 使用料の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ公民館使用料  
減免申請書(様式第 4 号)を使用許可申請書に添えて、市長に提出しなけれ  
ばならない。

(使用料の還付)

第 10 条 条例第 12 条ただし書の規定により、還付することができる既納の  
使用料の額は、次のとおりとする。

(1) 条例第 12 条第 1 号に該当するとき 全額

(2) 使用者が使用日の 7 日前までに使用許可の取消しを願い出たとき 全  
額

(3) 前号の規定にかかわらず、竜洋大ホール及びその関係施設については、  
使用日の 30 日前までに使用許可の取消しを願い出たとき 全額

(4) 使用者が使用日の 2 日前までに使用許可の取消しを願い出た場合で、  
教育委員会が相当の理由があると認めるとき。(ただし、竜洋大ホール及  
びその関係施設は除く。) 70 パーセントの額

(使用時間)

第 11 条 許可を受けた公民館の使用時間には、準備及び原状回復に要する  
時間を含むものとする。

(造作等)

第 12 条 条例第 8 条の規定による許可を受けようとするときは、その内容を記載した仕様書を使用許可申請書に添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の許可は、使用許可書にその旨を表示して行う。

(使用者等の遵守事項)

第 13 条 使用者又は入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 定員を超える人員を収容しないこと。
- (2) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで貼紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (4) 許可を受けた設備又は備品以外のものを使用しないこと。
- (5) 危険物を持ち込まないこと。
- (6) 他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- (7) 館内の秩序を維持し、清潔の保持に努めること。
- (8) その他管理上必要な職員の指示に反する行為をしないこと。

(入館の制限)

第 14 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者は、入館を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す者又はそのおそれがあると認められる者
- (2) その他管理運営上必要な職員の指示に従わない者

(使用後の点検)

第 12 条 条例第 8 条の規定による許可を受けようとするときは、その内容を記載した仕様書を使用許可申請書に添えて教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の許可は、使用許可書にその旨を表示して行う。

(使用者等の遵守事項)

第 13 条 使用者又は入館者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 定員を超える人員を収容しないこと。
- (2) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (3) 許可を受けないで貼紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (4) 許可を受けた設備又は備品以外のものを使用しないこと。
- (5) 危険物を持ち込まないこと。
- (6) 他人に迷惑となるような行為をしないこと。
- (7) 館内の秩序を維持し、清潔の保持に努めること。
- (8) その他管理上必要な職員の指示に反する行為をしないこと。

(入館の制限)

第 14 条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者は、入館を拒絶し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱す者又はそのおそれがあると認められる者
- (2) その他管理運営上必要な職員の指示に従わない者

(使用後の点検)

第 15 条 使用者は、その使用を終わったとき(使用許可の取消しを受けたときを含む。)は、直ちに設備その他を原状に回復し、職員の点検を受けなければならない。

(損傷又は亡失の届出)

第 16 条 使用者及び入館者は、公民館の建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(職員の入場)

第 17 条 使用者は、職員が職務のために入場することを拒むことができない。

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

様式第1号(第6条関係)

( )公民館使用許可申請書

年 月 日

磐田市教育委員会

申請者 住所

氏名

第 15 条 使用者は、その使用を終わったとき(使用許可の取消しを受けたときを含む。)は、直ちに設備その他を原状に回復し、職員の点検を受けなければならない。

(損傷又は亡失の届出)

第 16 条 使用者及び入館者は、公民館の建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

(職員の入場)

第 17 条 使用者は、職員が職務のために入場することを拒むことができない。

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

様式第1号(第6条関係)

( )公民館使用許可申請書

年 月 日

磐田市教育委員会

申請者 住所

氏名

団体名

次のとおり使用したいので、申請します。

使用の日時	年 月 日 午 前 時 分から 午 前 時 分まで 後 後
使用会場	
使用目的	
使用人数	男 人 女 人 計 人
附属設備等の 使用	
備 考	
使用責任者の 住所及び氏名	住所 氏名 電話
使用許可の 条 件	
使 用 料	円(室料・冷暖房料・ <u>附帯設備</u> )

団体名

次のとおり使用したいので、申請します。

使用の日時	年 月 日 午 前 時 分から 午 前 時 分まで 後 後
使用会場	
使用目的	
使用人数	男 人 女 人 計 人
附属設備等の 使用	
備 考	
使用責任者の 住所及び氏名	住所 氏名 電話
使用許可の 条 件	
使 用 料	円(室料・冷暖房料・ <u>附属設備</u> )



受付年月日	年 月 日 第 号
番 号	

以下は記入しないでください。

様式第2号(第7条関係)

( )公民館使用許可書	
年 月 日	
様	
磐田市教育委員会 <input type="checkbox"/> 印	
次のとおり使用を許可します。	

使用の日時	年 月 日 午 前 時 分 から 午 前 時 分 まで 後 後
使用会場	
使用目的	
使用人数	男 人 女 人 計 人
附属設備等の 使用	
備 考	

受付年月日	年 月 日 第 号
番 号	

以下は記入しないでください。

様式第2号(第7条関係)

( )公民館使用許可書	
年 月 日	
様	
磐田市教育委員会 <input type="checkbox"/> 印	
次のとおり使用を許可します。	

使用の日時	年 月 日 午 前 時 分 から 午 前 時 分 まで 後 後
使用会場	
使用目的	
使用人数	男 人 女 人 計 人
附属設備等の 使用	
備 考	

使用責任者の住所及び氏名	住所 氏名	電話
使用許可の条件		
使用料	円(室料・冷暖房料・ <u>附帯設備</u> )	
許可年月日 番号	年 月 日 第 号	

- 注意 1 使用時間は、厳守してください。  
 2 使用後は、すべて原型に復し清掃してください。  
 3 使用を取り消し、又は変更しようとするときは、直ちに連絡してください。

様式第3号(第8条関係)

( )公民館使用許可取消(変更)申請書	
年 月 日	
磐田市教育委員会	
申請者	住所
氏名	
団体名	
年 月 日第 号で許可を受けた施設について使用を取り消したい・変更を	

使用責任者の住所及び氏名	住所 氏名	電話
使用許可の条件		
使用料	円(室料・冷暖房料・ <u>附属設備</u> )	
許可年月日 番号	年 月 日 第 号	

- 注意 1 使用時間は、厳守してください。  
 2 使用後は、すべて原型に復し清掃してください。  
 3 使用を取り消し、又は変更しようとするときは、直ちに連絡してください。

様式第3号(第8条関係)

( )公民館使用許可取消(変更)申請書	
年 月 日	
磐田市教育委員会	
申請者	住所
氏名	
団体名	
年 月 日第 号で許可を受けた施設について使用を取り消したい・変更を	

したいので、下記のとおり申請します。

取消し又は  
変更の事由

使用取消  
し・変更日  
時

年 月 日( )午前・後 時 分から午前・後 時 分まで  
変更後の日時  
年 月 日( )午前・後 時 分から午前・後 時 分まで

使用施設

使用人数

男 人 女 人 計 人

使用責任者  
の住所及び  
氏名

住所  
氏名  
電話

取消に係る  
使用料の還  
付口座

銀行	口座 名義	口座 番号
信用金庫 支店		
農協		

\* 下記の欄は記入しないでください。

したいので、下記のとおり申請します。

取消し又は  
変更の事由

使用取消  
し・変更日  
時

年 月 日( )午前・後 時 分から午前・後 時 分まで  
変更後の日時  
年 月 日( )午前・後 時 分から午前・後 時 分まで

使用施設

使用人数

男 人 女 人 計 人

使用責任者  
の住所及び  
氏名

住所  
氏名  
電話

取消に係る  
使用料の還  
付口座

銀行	口座 名義	口座 番号
信用金庫 支店		
農協		

\* 下記の欄は記入しないでください。

還付割合	10割	7割
還付金計算	納付済使用料	円×還付割合( ) = 円
	合計	円
受付年月日 番号	年 月 日 第 号	

様式第4号(第9条関係)

( )公民館使用料減免申請書	
年 月 日	
磐田市長	
申請者 住所	
氏名	
団体名	
次のとおり、公民館使用料の減免を受けたいので、申請します。	
使用の日時	前 前 年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで 後 後
使用会場	
使用許可年 月日・番号	年 月 日 第 号

還付割合	10割	7割
還付金計算	納付済使用料	円×還付割合( ) = 円
	合計	円
受付年月日 番号	年 月 日 第 号	

様式第4号(第9条関係)

( )公民館使用料減免申請書	
年 月 日	
磐田市長	
申請者 住所	
氏名	
団体名	
次のとおり、公民館使用料の減免を受けたいので、申請します。	
使用の日時	前 前 年 月 日 午 時 分から 午 時 分まで 後 後
使用会場	
使用許可年 月日・番号	年 月 日 第 号

減免を受け ようとする 理由		減免を受け ようとする 理由	
使用料の 計算	基本使用料                      減免措置  円×(                      )=                      円	使用料の 計算	基本使用料                      減免措置  円×(                      )=                      円
受付年月日 番      号	年      月      日      第      号	受付年月日 番      号	年      月      日      第      号